

# さくらユウワ情報

令和3年9月号

〒891-0115

鹿児島市東開町 3-170

TEL 099-260-0100 FAX 099-260-0113

ホームページ <http://tia.tkcnf.com/>

✉ tia@tkcnf.or.jp

No.488

## パレイドリア現象と「経営資源集約化税制」

所長 貫見 昌良

◇顔じゃないものが顔に見えてしまう



人の顔に見える現象はなぜ起きる？心理学的な理由とは？21年5月21日放送のNHK「チョコちゃんに叱られる！」で出題されたのは『なぜこの世には次々と人の顔が現れる？』という問題でした。壁のシミやちょっとした模様がある人の顔っぽく見えてしまうのは、だれもが経験しています。この現象は心理学では「**パレイドリア現象**」と呼ばれているそうです。

例えば有名なモナリザの絵。ここからどんどん情報を省いていき、最終的に3つの点（逆三角形の点3つ）にしても何となく人の顔がそこにあるように感じます。人間の顔を見るうえで重要なパーツとなる両目と口が点・点・点に対応するのが、この「逆三角形の点3つ」です。

この**パレイドリア現象**が起きている時の脳の反応を調べると実際の人の顔を見た時と同じような反応を示すそうです。どうしてそうなるかの一つの仮説は、突然、何者かに遭遇した際にはそれが人や動物の顔のように見えた方がすぐに防御行動だったり回避行動がとれたりするので生き残る確率が高くなる。結果的に人間や動物では無かったとしても、そう見えた方が万が一を考えると有利に働くのだ。〈解説（資料）は立命館大学の高橋康介教授〉

◇経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の活用

さて、チョコちゃんから「ボーっと生きてんじゃねーよ！」と言われなかったために、「新しい支援制度」を是非活用しましょう。

令和3年8月2日に税制の手引、Q&A等が中小企業庁のHPに公表されました。令和3年税制改正で決まった新しい支援制度をわかりやすいパンフレットにまとめてあります。

経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合に、次の3つの措置が活用できます。

1. 設備投資減税（中小企業経営強化税制）
2. 雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）
3. 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

事業承継・M&Aを活用したイメージは左のようにまとめられています。

上手く状況とタイミングが合えばこの3つの適用を受けられます。そこまでいかななくても、設備投資減税だけ、あるいは雇用確保税制だけ使えることもあります。使えれば大きな税制支援が受けられます。ただし、設備投資が終わってしまうと使えません。投資前に必ず**事前確認、確認書申請が必要**になります。経営資源集約化を検討される前段階で、弊所担当者には是非ご相談下さい。

### 新しい支援制度のお知らせ

#### 「中小企業の経営資源集約化に資する税制」がスタートしました

経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合、3つの税制措置を活用可能

##### ①設備投資減税

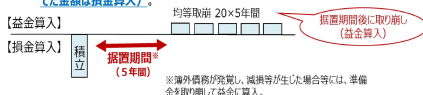
- 経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の10%を税額控除※又は全額即時償却。  
※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

##### ②雇用確保を促す税制

- 経営力向上計画の認定を受け、経営力向上報告書を出した上で、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、給与等総額の増加額の25%を税額控除。

##### ③準備金の積立

- 事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（海外債務等）に備えるため、投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。



## 純情な“自己”を引き出そう！

人の心には誰しも、「純情な“自己”」と「強情な“自我”」が同居しています。人（自己）は、天から受けた個性（神性・仏性）、つまり、人は宇宙の大生命をうけて生まれてきている。

そして、その天から受けた個性一各々他の誰とも比べることの出来ない素晴らしいもの（個性）を持っている。

一休禪師が示している「よもすがら、ほとけの道をたづぬれば、わが心にぞたづねいりけり」。これは、仏とは何か、仏はどこにいるのか、と一心に求めてきたが、結局、仏は、自分の中にいることを悟った。ということでしょう。また、白隠禪師は『坐禅和讃』に、「衆生本来仏なり 水と氷のごとくにて 水を離れて氷なく 衆生の外に仏なし 衆生近きを知らずして遠く求めるはかなさよ・・・」と詠っている。

これもまた、同意でしょう。人間は日常生活の中で、このやっかいな“自我”に執着（こだわり かたより とらわれ）しすぎて、もったいなくもこの「純情な“自己”」を粗末にしていると言われています。

本当の自分、本来の自分は、「純情な“自己”」なのです。

もう一方の「強情な自我」－「純情な自己」が、何かやろうとすれば、決まって邪魔しているのが、このやっかいな「強情な自我」です。

せっかく「神仏の性」を受けてこの世に生まれてきたが、人は「家庭（父・母）環境」⇒「学校（先生・友だち）環境」⇒「社会（上司・同僚・友人）環境」を経て、次第に「自我の殻」を造り続けていきます。

「自我の殻」といえば、人間誰しも無意識のうちに「自己保守本能」（現状維持・損失回避）が働き、執着心（こだわり、かたより、とらわれ）、わがまま、身勝手、責め心など不要な殻が身につけてしまっている。

そして、やっかいなことに、この「強情な“自我”」が本当の自分だと思い込んで（錯覚して）いる。

あの人間性豊かな「松下幸之助」さんでも「わしは、“すなおの初段”になるまで30年かかった」と言っています。さらに、「なにごとによらず、成功を邪魔するのは自分自身である。世間には誰一人として邪魔するものはおらん」とも言っています。人間「強情な自我」からなかなか脱却できないのです。

そして、もう一つの殻が、「常識の殻」であります。コロナ禍の中で、これまでの延長線上での経営では生き残っていけない時代になりました。多くの経営者が、過去の経験、つまり、成功体験、失敗体験、社会常識、業界常識に縛られて、事業を変革できないでいるのです。純情な“自己”に目覚める時です。

◎純情な“自己”を引き出すには、「やりたいこと」「やるべきこと」「やらなければいけないこと」をハッキリ決めることです。できないのではなく、決めないからやらないのです。

・「やること（目標）を決める」⇒目標を「意識する」「自覚する」「覚悟する」⇒すると「自我は消え失せて、純情な“自己”になる」⇒「純情な“自己”になれば、必ず実行する」⇒「やり遂げる」 「参考」＝ポール・J・マイヤーの「SMIの成功法則」も、全く同じことです。

○「目標を鮮明にすれば」⇒「心構えが変わる」⇒「行動が変わる」⇒「結果が変わる」

更に ↓  
◎「それを“結晶化”すれば」⇒「心構えが信念に変わる」⇒「行動が“集中力と継続力”に変わる」  
⇒「やり遂げる」  
相談役 徳留忠敬

### ～岩元耕児会長の今月の郷土玩具～

## つまみ人形(狛鯛)

昭和の初期頃まで、高松市周辺には「デコ配り」と風習があったそうです。結婚式があると「デコさんいたあ～（人形をください）」と、近所の子供たちが新婚家庭に集まり、お嫁さんが手土産に小さな人形をその子供たちに分け与えていたということです。

この小さな人形が現在も郷土玩具として残っている高松の「嫁入人形」です。

現在は張子になっていますが、もともとは土人形だったので、子供たちが喜んで遊ぶにつれてボロボロに欠けていき、それがまた子孫繁栄につながるという云われのある人形です。全て高さが3～4cmぐらいの小さな人形で、「奉公（ほうこう）さん」「狛鯛（ちんたい）」「臥牛（ねうし）」「鯛持ちえびす」「福袋」の5種類があります。

このように張子としての嫁入人形が現存しているのですが、それ以外に高松には「つまみ人形」という小さな土人形があり、写真の「狛鯛」や、「鯛持ちえびす」などが作られています。粘土を指でつまんで作るもので、いずれも張り子の嫁入人形と同じ形のもので、7～8年前に高松に行った時に、台風が近づきつつある悪天候の中を栗林公園の中にある「かがわ物産館」に行き入手しました。



香川県高松市

### 資産活用・信託支援室より

## 議決権集約信託とは？

#### \*ご質問

後継者がおり、株価の関係から早めに株式を移転しておきたいが、経営判断については、しばらくの間は引き続き自分で行いたい。

#### \*概要

株価について、債務超過により株価が付かない、もしくは低額の内に贈与したいが、後継者が若く、経営権を握らせることに不安がある。

#### \*民事信託の方法を利用した対策例

現経営者持株の内1株を残して後継者に贈与し、残った1株を「拒否権付種類株式（黄金株）」として、実質的に経営支配権を保持する状態にする。但し、「黄金株」は登記によって公示される。

#### \*民事信託を利用

- ① 現経営者所有の株式を全て後継者へ贈与等し、後継者を委託者兼当初受益者、現経営者を受託者とする信託契約を締結する。
- ② 現経営者は代表取締役留任し、議決権を保持したまま従前どおり経営を続け、時期を見て契約を解除することで、後継者へ事業承継 (参考文献：河合保弘著 家族信託活用マニュアル)

このほかにも、認知症対策信託、不動産共有状態解消信託、遺言代用信託、不動産受益権移転信託など様々な活用例があります。

資産活性化支援室では、相続贈与・資産管理・事業承継・資産承継対策として、個々の事情に合わせたご提案を致します。ぜひ、弊所担当者にお声かけください。

資産活用・信託支援室長 南弘規







## ☆竹ノ内税理士の『知って納得!税務Q&A』☆



### 事前確定届出給与とは？

法人の役員に定額給与以外に給与を支給した場合でも損金にできる方法があると聞いています。当社が後継者である専務だけに冬の賞与を支給しても損金にできますか？

社長 当社は8月決算ですが、12月に従業員だけでなく私の後継者の専務取締役にも賞与を出せるか検討しています。

税理士 会社法では、役員報酬、賞与等の職務執行の対価として支給するものは、定款の定め又は株主総会等の決議により定めることとしています。それも株主総会開催日から次年度の株主総会開催日までの職務執行期間の報酬です。

社長 法人税法ではどのような扱いになっていますか？

税理士 法人税法では役員給与は①定期同額給与 ②事前確定届出給与 ③上場企業等が業務執行役員に支給する一定の業績連動給与 のいずれかに該当しないものは損金になりません。中小企業の場合、①定期同額給与②事前確定届出給与に該当しないと損金算入ができません。ご承知のとおり、定期同額給与は、原則として毎月の支給時期に同額の給与を支払う給与ですがそれ以外に事前確定届出給与も認められます。

社長 事前確定届出給与は賞与支給を損金として認めることになるのですか？以前は役員賞与は損金にならないから支給しないほうが良いと思っていましたが・・・

税理士 いえ、現在でも役員に対して、利益が出たので決算賞与を支給するなどの臨時的な給与は役員賞与として損金になりません。

社長 では、損金算入が認められる事前確定届出給与とはどのようなものですか？

税理士 事前確定届出給与は、役員職務に対し支払時期と支給額を事前に決めて支給するもので、一定の時期までに税務署長へ届出ることが条件になっています。終了した職務執行期間に連動するものなどは認められません。あくまでも事前に確定できるものに限りです。

社長 いまいちわかりにくいですね。

税理士 事前確定届出給与は、1年間の役員給与を定期同額給与(12ヶ月分)のほかに事前確定届出給与(通常1~2回)に分けて支給するもの と考えるとわかりやすいと思います。

社長 私は定期同額給与だけでよいので専務に事前確定届出給与を支給する株主総会決議でも認められますか？

税理士 役員全員に支給しなくても特定の役員のみ支給することとしても認められます。

社長 事前に届出た額を支給せず、減額あるいは増額支給した場合はどうなりますか？

税理士 届出額の一部でも減額や増額して支給した場合、原則として支給額全額が損金になりません。また、支給時期も届け出た時期に支給することが求められます。しかし、業績悪化改訂事由等により、例外的に減額が認められる場合があります。

社長 ほかに注意することがありますか？

税理士 その役員の間年給与総額が、同業他社に比べて不相当に高額な場合は、高額部分について損金算入が否認される恐れがありますので事前確定届出給与を含めた給与総額にも注意すべきです。また、事前確定届出給与が利益操作にならぬよう常識的な給与支払いをしてほしいです。

社長 役員給与は簡単そうでも奥が深いので早めに相談すべきですね。

税理士 特に支給金額や支給時期等を変更される際には早めにご相談ください。役員給与は周辺事情等により問題になることが多々ありますので、支給開始や支給金額又は支給時期の変更等を予定する場合は、事前に各担当者にご相談ください。



# 社会保険適用拡大に関するお知らせ

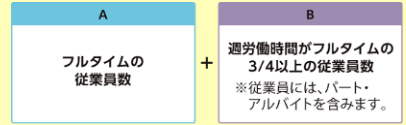


先般、パート・アルバイトの方の社会保険加入について質問いただきました。よって、今回は2022年(令和4年)10月から段階的に拡大される社会保険の加入条件について触れてみたいと思います。(参考資料：厚生労働省 HP)

## 【その1】新たに対象となる企業は？

- ① 2022年10月～  
従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用となります。
- ② 2024年10月～  
従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用となります。

※従業員数の数え方  
従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。



## 【その2】新たな加入対象者の把握

新たな加入対象者は、以下の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満(週所定労働時間が40時間の企業の場合)
- 月額賃金が8.8万円以上(配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方は要注意)
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない



## 【その3】社内の加入対象者に周知しましょう。

新たに加入対象となるパート・アルバイトの皆さんに、法律改正の内容を伝えましょう。

【まとめ】配偶者の扶養の範囲でお勤めの方も少なくありません。扶養基準がこれまでの年収130万円から年収106万円(月額8.8万円)に変わること、扶養の範囲を意識せず「働けるだけ働こう」という方が増えることも予想されます。まずは今回の改正内容を理解し周知してみたいかがでしょうか？詳しくは「適用拡大特設サイト(厚労省)」もご覧ください。



鹿児島中央支店 増田真一

## お客様紹介 九州アジア人財開発協同組合

外国人技能実習生のご支援を行っている組合です。傘下の組合員企業様で実習しているベトナム・インドネシアからの実習生を監理しています。企業様に安心、安全、適法に技能実習制度をご利用いただけるように、企業様に寄り添って制度運用を行っております。また、近年注目の特定技能外国人も取り扱っておりますので、お気軽にお問合せください。



九州アジア人財開発協同組合  
 住所 鹿児島市山之口町1番10号  
 鹿児島中央ビル11階  
 電話 099-248-9623 (担当：江原)

## 副所長挨拶

- 【名前】 野田勝(のだすぐる)  
(名前はよく読み間違えられます)
- 【特技】 これといって特技は持ち合わせておりません、平凡な人間です。
- 【趣味】 若い頃は多趣味でちょいちょい一通りやってきましたが、現在は、神社仏閣巡り(コロナで最近では出掛けられていません)、読書、映画鑑賞
- 【嗜好】 タバコは30代で断ちました。酒は下戸です、かなりの下戸です。食べ物・人の好き嫌い…ほとんどありません。
- 【自己PR】 周りからは「熱い人間」「話が長い」とよく言われてきましたが、自覚は全くありません。私は、ただ、一生懸命なだけです。



## サステナビリティ(持続可能性)への取り組み TOKYO2020

東京オリンピックが7月23日～8月8日まで開催されました。感染拡大が進むコロナ禍での開催でもあり、様々な問題が直前まで取り沙汰されていた今大会。しかし、幕が上がれば日本人選手の期待を超える活躍と競技に対するひたむきな姿に、開催に関しても賛否両論ありましたが、多くの方が感動し、希望や活力をもらった17日間となったのではないのでしょうか。私自身も女子バスケの奮闘に心震わされ、スポーツのもつ力に改めて驚かされました。そんな東京オリンピックですが、実は多くのリサイクルと環境に配慮した取り組みがあったことはご存じでしょうか。

まず選手の立つ表彰台ですが、プラスチック廃棄物を使用し3Dプリンターにより作成されました。そして成績を称えるメダルは、一般市民から寄付された使用済み携帯電話など小型家電のリサイクル金属から作られています。また、一部ニュースでも騒がれた驚くべき耐久性の段ボール製ベッドを選手村には設置し、その選手村自体も大会終了後は集合住宅となり、様々な都市開発を経て環境先進都市へと生まれ変わる予定で、それ以外にも、聖火を灯す燃料へは水素を使用し、選手や関係者、報道陣の移動には約500台の水素燃料電池車が活躍しました。

スポーツの祭典の裏では、環境に配慮した様々なチャレンジがあったようです。「華やかな栄光より、ベストを尽くす姿に感動がある」とオリンピックは教えてくれます。一人一人では出来る事が限られていますが、未来を考え環境に配慮した取り組みを行っていく事を考えるという点でも、意味のあるオリンピックだったのではないのでしょうか。

そして、8月24日～9月5日にはパラリンピック行われます。また多くの感動や力をもたらす13日間となりそうですね。



業務サポート課 花田陽子

## 【入社ご挨拶】

長年、国税の職場で働かせていただきましたが、自身への戒めの言葉として常に胸に刻んでいた座右の銘があります。それは「爾俸爾禄 民膏民脂 下民易虐 上天難欺」という言葉です。耳慣れない難しい言葉だと思われるでしょうが「じほうじろく みんこうみんし かみんえきぎやく じょうてんなんぎ」と読みます。この言葉は今から300年ほど前、旧二本松藩(現在は福島県二本松市)の藩主が家臣への戒めとして示したもので、意識すれば「お前が貰う俸禄(給与)は民の汗と涙の結晶である 民のため民を欺くことなく真摯に奉公せよ」でしょうか。封建時代の言葉ですから、少々上から目線はさておき、この言葉の意とするところは現代においても通じるものがあると感じています。「親方日の丸」に甘んじることなく、国民の信頼と期待に応えるため減私奉公の精神で職務に精励せよ。舞台が変わり一民間人となって、改めてこの言葉を鑑みてみますと、この「民」を家族や職場の仲間、顧客先や取引先と読み替えてみれば、TKCの理念である「自利利他」の精神や弊社の3つの経営理念にも共通する点はあるのかなと思います。一人でできることは限られていますが、誰か(お客様、社会、仲間、家族等々)のために、知恵を出し、汗を流すということは、誰かを幸せにする力や源泉となります。充実した仕事(人生)とはそういうものではないかと考えています。よろしくお祈りします。